



日・ベトナム刑事共助条約



背景

- 国境を越えた犯罪の増加等に伴い、捜査、訴追その他の刑事手続に関する国際的な協力の必要性が高まっており、我が国は、これまでに、米国、韓国、中国、香港、欧州連合(EU)及びロシアとの間で刑事共助条約(協定)を締結している。
- 2018年5月の日越首脳会談の共同声明において、二国間の刑事共助条約の締結に向けた交渉を開始することを表明。2018年12月以降、5回の締結交渉を経て、2021年3月に実質合意し、11月24日の日越首脳会談(於:日本)の機会に署名。

主な内容

- ◆ 各締約国は、中央当局(日本:法務大臣及び国家公安委員会、ベトナム:最高人民検察院)を指定し、条約の実施に当たっては、中央当局間で相互に直接の連絡を行う。
- ◆ 各締約国は、請求に基づき、以下の共助を実施する。
 - 証言、供述又は物件(捜索又は差押えによるものを含む。)の取得
 - 人、物件又は場所の見分、これらの特定等
 - 公的機関の保有する物件の提供
 - 刑事手続に関する文書の送達、請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達
 - 拘禁されている者の身柄の一時的な移送であって証言の取得その他の目的のためのもの
 - 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続

締結の意義

- 日越関係はあらゆる分野で急速に発展しており、特に、両国間の人的往来は、在留邦人数、在留ベトナム人数ともに大幅に増加している。人的往来の活発化に伴い、在留ベトナム人による我が国での犯罪検挙数が増加※しており、刑事共助のニーズが一層高まっている。※ベトナム人検挙数:1,749件(2011年)→6,329件(2021年)
- 本条約の締結により、より充実した刑事共助を実施できるようになるとともに、その確実性が高まる。また、中央当局間の直接の連絡により、刑事共助を効率化・迅速化できる。



<日本が刑事共助条約(協定)を締結している国・地域>

- 米国
2003年8月署名
2006年7月発効
- 韓国
2006年1月署名
2007年1月発効
- 中国
2007年12月署名
2008年11月発効
- 香港
2008年5月署名
2009年9月発効
- 欧州連合(EU)
2009年署名
2011年1月発効
- ロシア
2009年5月署名
2011年2月発効

在留邦人数
4,207人(2005年)
→22,185人(2021年10月)
在留ベトナム人数
44,690人(2011年)
→432,934人(2021年12月)